第3回横須賀市屋外広告物審議会

１　日　　時　　平成16年(2004年)３月29日（月）
　　午後２時～３時30分

２　場　　所　　横須賀市役所　301会議室

３　議　　案　　（１）委員長の選出について
　　（２）委員長職務代理者の指名について
　　（３）横須賀市屋外広告物条例の一部改正について（報告）
　　（４）横須賀市屋外広告物条例の運用について（報告）
　　（５）屋外広告物法の改正（案）について（報告）
　　（６）横須賀市景観条例について（報告）

４　出 席 者　　委　員　　田口委員　　他５名
　　事務局　　田中都市部長　　他６名

５　傍 聴 人　　なし

６　議事経過　　別添のとおり

出席委員氏名

田　口　敦　子	委員長
川瀬冨士子	委　員
鈴　木　泰　浩	委　員
三　上　英　夫	委　員
山　畑　信　博	委　員

事務局員氏名

都市部長	田中　茂
都市部副部長	林　忠司
都市部参事	岡　正郎
景観推進課主幹	越石　光
景観推進課技幹	長島　洋
景観推進課事務吏員	加藤　英明
景観推進課技術員	菊池　留奈
景観推進課	青木　智子

欠席委員氏名

河　上　俊　昭	委　員

傍聴人氏名

傍聴人なし

○　事務局

委員の皆様方には、年度末のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから第３回横須賀市屋外広告物審議会を開会いたします。

本審議会は、横須賀市屋外広告物審議会規則及び横須賀市屋外広告物審議会運営要領により、進めさせていただきます。なお、そのなかで、傍聴の希望者があれば、許可することとなっておりますので、申し添えさせていただきます。

それでは、まず、本日は、委員各位がご就任いただきまして、初めての審議会となりますので、まず事務局から各委員さんをご紹介させていただきます。

（順次紹介する。）

引き続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

（順次紹介する。）

先程申し上げましたが、各委員がご就任いただきまして、始めての審議会でありますので、委員長が決定いたしますまでの間、僭越ながら、事務局が進行させていただきます。

それでは、まず、会議の成立についてに入ります。横須賀市屋外広告物審議会規則第４条第２項によります、会議の成立についてをご報告致します。

当審議会委員７名のうち現在６名が出席いたしております。

従いまして、委員の半数以上が出席しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。まず議事の（１）委員長の選出についてに入ります。

本件につきましては、横須賀市屋外広告物審議会規則第３条第１項により「委員が互選する」となっております。互選の方法はいかが致しましょうか。

○　鈴木委員

前任の田口委員に今回もお願いしたらどうでしょうか。

○　事務局

ただいま、田口委員との発言がありましたが、いかがでしょうか。

（異議なし）

ただいま、異議なしとのご意見がありましたので、田口委員が委員長にご就任いただくこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○　事務局

それでは、田口委員が委員長に就任していただくことと決定いたしました。田口委員よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、委員長席におつきください。

それでは、これより委員長により議事を進めていただきます。よろしくお願いいたします。

○　委員長

それでは、まず、横須賀市屋外広告物審議会運営要領第 6 条第 3 項によります、本日の議事録の署名委員を指名いたします。

それでは川瀬委員と鈴木委員を指名いたします。

両委員さん、よろしくお願いいたします。

次に、議事の（２）委員長職務代理者の指名についてを議題と致します。

本件は、当審議会規則第 3 条第 3 項によりまして、「委員長が指名する」こととなっております。

それでは、私から指名いたします。吉田委員を委員長職務代理者として指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、議事の（３）及び（４）を一括して議題と致します。

事務局から説明を聴取致します。

○　事務局

それでは、議事の（３）及び（４）について、ご説明いたします。

議事の説明は、お配りしております説明資料と、後ほどプロジェクターを使い行いますので、機械の操作上、席中央で説明させていただきます。また、申し訳ございませんが、委員長には、席を若干右にずらしていただくようお願いいたします。

（順次説明する。）

○　委員長

以上２件の説明は、終了いたしました。これらに対し、ご質疑の、あります委員はどうぞご発言ください。

○　吉田委員

説明資料３ページの「屋外広告物年度別許可物件等数調べ」で、平成１５年度で電柱広告が減っているのはなぜでしょうか。

○　事務局

年度途中の集計のため昨年度よりも少ない数になっていますが、３月に継続申請があり、昨年と許可件数はあまり変わっていません。

○　鈴木委員

最近は徐々に電柱の数が減ってきていますが、許可件数に影響はありませんか。

○　事務局

電柱の数が少なくなるにつれ、数値に表れてくると思いますが、現在はまだ影響は出ていません。

○　川瀬委員

広告景観推進協力員と横須賀市側で何かトラブルなどはありませんか。

○　事務局

広告景観推進協力員との間ではトラブルは特にありません。

しかし、事業所の前にあるが掲出者が管理をしていない簡易除却ができない広告物について、移動した場合はトラブルになるかもしれません。そのため、移動をする前にまず啓発活動をし、掲出者自身に移動をしてもらうことでトラブルを回避するようにしています。

○　吉田委員

説明資料４ページの「違反広告物年度除却・移動調べ」において、今年度は前年度に比べ、除却・移動数が減ってきていますが、何か原因はあるのでしょうか。

○　事務局

現在の経済・社会情勢で広告物も変化するため、数値の変化の原因はわかりづらい面があります。

しかし、違反広告物に対しては、速やかに対処することで掲出しにくい環境を作っているため、だいぶ減ってきたのではないかと思っています。

○　吉田委員

協力員の方々も、ケイビパトで何回活動しても、いたちごっことなっては、成果が見えないことで残念に感じるかもしれませんが、段々と減っているという数値が見えていることは良いことだと思います。

○　事務局

違反広告物の掲出についていたちごっこになりやすいですが、今後も啓発活動をしていきます。また、ケイビパトなどの活動では協力員の方々もそれぞれの考えがあるかと思います。その考えを意見交換会などを通じて、協力員の方の意見をなるべく取り入れていけるようにしていきたいと思っています。

○　川瀬委員

不動産の広告物は建売の住宅が主であると思いますが、最近は沈静化してきたため、広告物にも影響が出ているのかもしれません。また、金融の広告物も金融ブローカーに対しての規制が厳しくなってきているため、沈静化してきているように思います。しかし、社会情勢はどんどん変化するため油断はできないと思います。

○　事務局

金融業者には、生活安全課と打合せを持ったりしていますが、掲出者に啓発しようとしても、なかなか掲出者に行き着かず相手方の実態がわからないということが多いです。不動産業者には、広告物に関してさらなる理解を得るようにこれからも呼びかけていきます。

○　山畑委員

違反広告物の除却や移動にはどれ位の費用が掛かるのですか。

○　事務局

業者への委託などで年間予算は約５００万円になります。

○　三上委員

広告景観推進協力員という制度は他の自治体にもあるのでしょうか。

○　事務局

横須賀市では平成１３年度に中核市に移行してから実施しています。その際は九州地区の福岡などを参考にしました。当時は実施している自治体はあまりありませんでしたが、最近ではこのような制度を取り入れる自治体が増えてきています。

○　三上委員

広告に限らず、防犯など他のパトロールと複合的に実施できたら効果がより出るのではないでしょうか。

○　事務局

横須賀市ではクリーンよこすかという清掃美化ボランティアがありますが、現在美化活動として一緒に実施しています。風紀上好ましくない広告に関しては、青少年相談員の方や、少年補導員の方に協力をいただいています。このような活動が非行問題などについて貢献できているのではないかと思います。

また、渋谷などで活動しているガーディアン・エンジェルズというボランティア団体を横須賀でも立ち上げようという動きが現在あります。行政からではなく地域から動きが始まるもののほうがさらなる効果があるかもしれません。

○　委員長

置き看板等の移動はトラブルに巻き込まれやすいのではないですか。

○　事務局

啓発活動を通じ、掲出者の理解を深めていけるようにしていくことが大切です。また、市民の立場である協力員の方々との活動の中で啓発することで、事業者の方はより理解を深めてくれると思います。行政と市民が一緒に活動するということが違反広告物の抑止につながるのではないかと思います。

○　委員長

他にご質問は、ありませんか。

ないようでありますので、以上で質問は終了します。

次に、議事の（５）を議題と致します。

事務局から、説明を聴取いたします。

○　事務局

議事（５）についてご説明いたします。

説明資料５ページをご覧ください。

屋外広告物法の改正法案が、今国会に提出されております。この改正法案が国会で可決されますと、公布後、６ヶ月以内に施行されることとなります。現段階の情報では、公布は本年５月末か６月になると聞いております。５ページには、改正法案の概要を６項目にまとめて記載してあります。また６ページから１９ページに、現行法と改正法案の対照表を記載してあります。それでは、プロジェクターにより、改正法案の概要をご説明いたしますので、スクリーンをご覧ください。

（順次説明する。）

○　委員長

本件について、ご質疑のあります委員は、どうぞご発言ください。

○　鈴木委員

屋外広告業に関し、その資格の試験内容について、大体決まってきているのですか。

○　事務局

現在、屋外広告士の試験を実施している機関が実施する予定であるという説明を受けています。

○　山畑委員

窓の内側に貼られた広告物に関して、今回の屋外広告物法改正では触れていませんが、屋外広告物の定義自体が変わってくることなので、規制することが難しいのが残念です。しかし、今回の法改正は大きなステップであると思います。

○　委員長

屋外広告物法では対処が難しいため、景観法との関係で解決していければ良いと思います。

他にご質問は、ありませんか。
ないようでありますので、以上で質問は終了します。
次に、議事の（６）を議題と致します。
事務局から、説明を聴取いたします。

○　事務局

議事（６）についてご説明させていただきます。
説明資料２０ページをご覧ください。

資料において横須賀市景観条例（案）となっておりますが、３月議会を終え、条例が制定という運びになりました。

昨年度より、景観条例の検討を始めてまいりました。景観法の中身、施行状況を見て景観条例を立ち上げるという方法もありましたが、横須賀市独自の景観条例の検討を進めていたという経過もあり、景観法を待たずに条例の施行となりました。

それでは、プロジェクターにより、説明を進めさせていただきます。

（順次説明する。）

○　委員長

本件について、質疑のあります委員は、どうぞご発言ください。

○　三上委員

このような条例ができることはとてもうれしいことです。

説明資料の冒頭で「よこすからしい個性豊かな美しい景観」の形成を図るということですが、「よこすからしい個性豊かな」はすばらしいと思いますが、「美しい景観」という定義は難しいと思います。価値観、生活習慣により絶対的な価値が時代によって変化していくと思います。そのため、将来を見据えた話し合いをしていって欲しいです。

○　事務局

景観条例では全てを規制するのではなく、規制するものを絞って考えています。この条例は「協議誘導型」を目的につくりました。今まで景観について議論をする機会が現場であまりなかったように思います。これから、景観条例を１つの道具として事業者、市民の方と話し合いがしていければ良いと思っています。

○　三上委員

眺望点を決める時、高い所から見るというイメージがありますが、逆に見上げてすばらしい場所はないでしょうか。

○　事務局

あると思います。例えば、浦賀の港湾緑地ですが、囲まれた自然の丘陵と対比する水面、緑の多い景観なども眺望点として存在すると思います。視点は丘の上には限らないと思います。

○　川瀬委員

眺望点に関してですが、裁判所から見る景観がこの数年でとても変化しました。高いマンションにより、今まで見えていた海や猿島が見えなくなったことはとても残念です。

○　事務局

そのような調整を図るために、景観条例が良いツールになると思います。また横須賀市では、景観条例の他に地区計画、建築協定の制度や、現在検討中である土地利用調整条例などを複合的に使い、上手く運用しながらまちづくりをしていきたいと思っています。

○　吉田委員

これからは横須賀市全てが景観推進地区になっていければ良いと思います。例えば、ドブ板通りは彩度の高い建物で揃えて個性をはかるのも良いと思います。そのため、現在はそれぞれの地域の資産を壊さないよう、ネガティブチェックが必要です。

○　山畑委員

景観について、子供に対する啓蒙・啓発が重要になってくるのではないでしょうか。

○　事務局

具体的に現時点では特に何も行っておりません。欠けている部分であるので今後考えていかなくてはいけないと思います。

○　山畑委員

子供に壁画を描かせるなどではなく、もっと本質的なものを教えていく必要があると思います。

○　事務局

正しい啓発方法とは何か、難しい問題ですが今後考えていきます。

○　吉田委員

啓発活動の他に、広報活動についても取り組んでいってほしいですね。

○　委員長

景観の中の美しさという基準は時間をかけて話し合いながら見つけ出していけるのではないかと思います。また、景観は市民の財産であるということを認識する必要があると思います。

他にご質疑は、ありませんか。

ないようでありますので、以上で、議事の（３）から（６）までの議事は、すべて終了いたしました。
続きまして、その他に入ります。何かご発言は、ありませんか。

ご意見がないようですので、以上で第３回横須賀市屋外広告物審議会を終了いたします。